

平成22年6月11日

中央労働委員会事務局  
第三部会担当審査総括室  
室長 鈴木 裕二  
Tel 03-5403-2172  
Fax 03-5403-2250

エッソ石油（平成8年度一時金）不当労働行為再審査事件  
（平成10年（不再）第36号）命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長 赤塚信雄）は、平成22年6月11日、標記事件に係る命令書を関係当事者に交付したので、お知らせします。命令の概要等は、次のとおりです。

**～一時金に関する団体交渉において、会社が具体的な配分方法等について組合の要求にすべて応じなくても、相応の回答や説明をしていれば団交態度が不誠実であったとはいえない事例～**

本件において一連の団体交渉の内容をみる限り、会社は、一時金の会社配分の拡大理由や内容等について、組合の要求のすべてに応じたものではないが、それ相応の回答や説明はしているのであるから、会社の対応が不誠実であったとはいえない。

なお、本件救済申立ては、一時金交渉の継続中に行われているから、同申立てまでの団体交渉のみならずその後の団体交渉も一連の団体交渉として、本件不当労働行為の成否の判断に当たって考慮すべきは当然である。

I 当事者

再審査申立人 スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合（以下「組合」）

再審査被申立人 エクソンモービル有限会社（以下「会社」）、初審申立時はエッソ石油株式会社

II 事案の概要

本件は、会社が、平成8年度一時金に関する団体交渉（以下「本件団交」）において、組合に対し、会社裁量で配分する部分（以下「会社配分」）の具体的な配分方法及び評価基準等を明示しなかったことが、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当するとして、大阪府労働委員会（以下「大阪府労委」）に救済申立てがあった事件である。

大阪府労委は、本件団交における会社の対応に不当労働行為は認められないとして、組合の救済申立てを棄却したところ、組合はこれを不服として再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

会社による本件団交の対応は不誠実であったかについて、以下検討する。

- (1) 組合は、「会社が一時金会社配分の内訳等について協議事項ではないとして組合との協議を拒否し続けてきたことを問題とし、本件団交においても、会社は会社配分の一部を小出しに明らかにしたものにすぎず、誠実な対応をしたとはいえない」旨主張する。

本件団交においては、会社は、会社配分の内訳等は会社の裁量事項であるという立場を主張しつつも、従来明らかにしていなかった評価区分ごとの配分率や対象人数の割合等について、具体的に回答している。

そうすると、本件団交において、会社が会社配分の内訳等の協議を拒否したとはいえないし、査定配分に係る事項についても、組合の要求のすべてに応じたものではないが、それ相応の回答はしているのであるから、会社の対応が不誠実であったとはいえない。

なお、第4回団交及び第5回団交は、本件不当労働行為救済申立ての後のに行われたものであるが、同申立ては、8年度一時金交渉が決裂したわけではなくその継続中（しかも第1回団交から1週間も経ていない間）に行われているのであるから、第3回団交に引き続いて行われたこれらの団交も同年度一時金を巡る一連のものとして、本件不当労働行為の成否の判断に当たって考慮するのは当然である。

- (2) 組合は、「会社配分枠を5%から7.5%に拡大した理由についてもより詳細な説明を行うべきであった」旨主張する。

会社は、7年度一時金交渉のころから既に会社配分の拡大を示唆しており、8年度賃上げ交渉の際に、賃上げの会社配分に定額配分方式を導入する理由として、年功的要素を少なくし、既に十分高い給与水準部分について賃金カーブを寝かせていく必要がある旨説明していた。

本件団交においては、会社は、第2回団交で貢献度の高い人に報いることで志気を高め、各年齢層で適切な年収を維持するためには、同年度一時金の会社配分に2.5%の定額部分を加えることが必要であると説明している。さらに、第3回団交では会社は、定額部分は成績査定と関係がなく、会社配分全体では評価による差は拡大しないこと、定額部分は会社が望ましいと考えている平均的な年収カーブに近づけるために導入するもので、年収カーブは中高年齢層で平らになるか又は下がることを説明し、第4回団交では団交の場で会社が目標とする年収カーブそのものを明示することはできないが、労使協議会に似た場を作ることを検討してもらえれば、会社としても話をする姿勢はあるとの提案もしている。

以上からすると、会社は、本件団交において、組合に対して会社配分枠拡大の理由や定額配分の内容について一定の説明はしていると認められ、会社の団交態度が不誠実であったとまではいえない。

そして、第5回団交において、会社が、定額配分における基本給別の金額及び会社が目標とする各年齢層ごとの年収について明らかにしないと回答したのに対し、組合は、団交の場ではそれ以上追及することもなく、不満としつつも一時金交渉の妥結に応じているのであって、会社があえて協議を尽くさないまま交渉を打ち切り、一方的に会社配分枠の拡大を決定したと評価することもできない。

- (3) 以上の次第であるので、本件団交における会社の対応は不誠実であったとはいえず、労働組合法第7条第2号の不当労働行為は成立しない。

#### 【参考】

##### 1 本件審査の概要

初審救済申立日	平成8年5月31日（大阪府労委平成8年(不)第19号)
初審命令交付日	平成10年9月29日
再審査申立日	平成10年10月6日（労）